

受変電設備工事に伴う仮事務所入居・退去業務 提案書作成要領

1. 業務名称

受変電設備工事に伴う仮事務所入居・退去業務

2. 業務履行期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

（予定）往路：令和8年2月1日（日）、復路：令和8年2月28日（土）

3. 業務実施場所

(1) 2月1日（日）の移転元及び2月28日（土）の移転先

（公財）堺市産業振興センター

〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 183 番地 5 2 階、3 階、4 階

(2) 2月1日（日）の移転先及び2月28日（土）の移転元

（株）さかい新事業創造センター

〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町 130 番地 42 1 階、2 階、3 階

4. 担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5 公益財団法人堺市産業振興センター 総務課

TEL：072-255-3311 / FAX：072-255-5200

E-mail：soumu@sakai-ipc.jp

5. プロポーザル参加資格要件

(1) 以下をすべて満たすこと。

地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則に該当しない者。

(2) 契約締結までの間、堺市入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法による手続中でないこと。

(5) 仕様書に基づき誠実に業務を履行できること。

6. 日程（予定）

(1) 公募開始：令和7年9月25日（木）

(2) 参加資格確認申請書提出締切：10月3日（金）

(3) 質疑締切：10月3日（金）

(4) 参加資格確認通知：10月8日（水）

(5) 質疑回答：10月8日（水）

(6) 辞退届締切：10月10日（金）

- (7) 企画提案書提出締切：10 月 17 日（金）
- (8) 書類審査：10 月 23 日（木）頃
- (9) 優先交渉権者決定・審査結果通知：10 月 27 日（月）頃
- (10) 契約締結：10 月 31 日（金）頃

7. 応募書類の配付

公募開始日から参加資格確認申請書提出期限まで、堺市産業振興センターホームページにて配布。

8. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

① 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 市民税の納税証明書（市外業者の場合は、主たる営業所の市（区町村）のもの。直近 3 ヶ月以内発行のもの。写し可。）

- ・提出部数は 1 部とする。

(ウ) 国税の納税証明書（法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 とし、直近 3 ヶ月以内発行のもの。写し可）

- ・提出部数は 1 部とする。

※提出書類(イ)及び(ウ)については、「堺市物品調達、委託等入札参加有資格者」の場合、提出は不要である。

② 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金）午後 5 時まで

③ 提出先

前記 3 の担当課まで

④ 提出方法

直接持参または郵送（FAX 不可）。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで

（休憩時間 12 時～12 時 45 分、土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。

なお郵送で提出した旨を前記 3 担当課まで電話連絡し到達確認をすること。

(2) 企画提案書

- ① 規格 A4 版、横書、左綴じ
- ② 提出部数 7 部
 - (ア)社名及び代表者職氏名を記載のうえ社印、代表者印を押印したもの
1 部
 - (イ)コンペティション番号を記載し、社名及び代表者職氏名の記載及び社
印、代表者印のないもの 6 部
- ③ 宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。
- ④ 表紙には以下の事項を記入すること
 - (宛 名) 公益財団法人堺市産業振興センター理事長
 - (タイトル) 受変電設備工事に伴う仮事務所入居・退去業務
 - (提出年月日)
 - (コンペティション番号)

※コンペティション番号とは参加表明をされた事業者に発行（後日）する審査用整理番号のこと。
- ⑤ 提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで
※期限までに関係書類の提出が無い場合は失格とする。
- ⑥ 提出先：前記 3 の担当課まで
- ⑦ 提出方法
直接持参または郵送（F A X 不可）。
【持参の場合】 上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで
(休憩時間 12 時～12 時 45 分、土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。
【郵送の場合】 上記提出期限内に必着とする。なお郵送で提出した旨を
前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(3) 見積書

- ① 提出部数 7 部
 - (ア)社名及び代表者職氏名を記載のうえ社印、代表者印を押印したもの
1 部
 - (イ)コンペティション番号を記載し、社名及び代表者職氏名の記載及び社
印、代表者印のないもの 6 部
- ② 宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。
業務名は「受変電設備工事に伴う仮事務所入居・退去業務」とすること。
- ③ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額
(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記
すること。
- ④ 見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、で
きるだけ詳細に記載すること。

- ⑤ 見積書の上限金額は 2,200,000 円（税込）とし、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。
- ⑥ 提出期限 令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 5 時まで
※期限までに関係書類の提出が無い場合は失格とする。
- ⑦ 提出先：前記 3 の担当課まで
- ⑧ 提出方法
直接持参または郵送（FAX 不可）。
【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで
（休憩時間 12 時～12 時 45 分、土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。
【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお郵送で提出した旨を
前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

9. 提案書記載事項

移転業務仕様書に基づき、以下について提案すること。

- (1) 業務内容（安全・円滑な移転の実現）
- (2) 実施体制（責任者・人員配置・連絡体制）
- (3) 実施スケジュール（往路・復路移転計画含む）
- (4) 業務内容の具体策（計画策定、搬送、養生、安全管理、調整等）
- (5) 必要資機材・備品・梱包資材等の準備体制
- (6) 安全管理方法（養生、交通誘導員配置、緊急時対応）
- (7) 同様業務実績（移転・庁舎業務経験等）

※提案書には事業者名・ロゴ等を記載しないこと。

10. 質問受付

質問がある場合は担当課に電話連絡後、FAX またはメールで質問書を提出すること。

11. 提出辞退

辞退する場合は所定の辞退届を提出すること。

12. 審査方法

- (1) 書類審査方式
- (2) 審査基準・配点表に基づき採点し、最も評価が高い者を優先交渉権者とする。

13. 契約

- (1) 契約金額は見積書の範囲内

(2) 契約保証金：契約額の 10/100 以上（一定条件で免除可）

1 4. その他

- (1) 提出物は返却しない（不採用分は責任をもって処分）
- (2) 提案内容は契約内容とみなすため、実現性の低い提案は不可
- (3) プロポーザルに要する費用は全て提案者の負担とする